

雇用保険法施行規則及び建設労働者の 雇用の改善等に関する法律施行規則の 一部を改正する省令案要綱

雇用保険法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用関係助成金等の見直し

一 雇用保険法施行規則の一部改正

1 トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金）の創設

当分の間、新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた者であつて、公共職業安定所等の紹介の日において離職期間が三ヶ月を超え、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を試行雇用する事業主に対して、次の額に当該雇入れの期間の月数（三月分を限度とする。）を乗じて得た額を支給することとすること。

- (一) 試行雇用する労働者の一週間の所定労働時間が三十時間以上の場合には、当該労働者一人につき
四万円

- (二) 試行雇用する労働者の一週間の所定労働時間が二十時間以上三十時間未満の場合には、当該労働者一人につき二万五千円

2 産業雇用安定助成金の新設

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済上の理由により急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を出向により維持するため労働者を送り出す事業主（以下「出向元事業主」という。）及び当該労働者を受け入れる事業主（以下「出向先事業主」という。）に対して、次の（一）及び（二）に掲げる助成を行うものとすること。

（一）出向元事業主及び出向先事業主に対して、賃金、教育訓練、労務管理に関する調整経費等、出向中に要する一定期間（一年を超える場合には一年）の経費の一部として次のとおり助成することとする。

イ 助成率は、出向元事業主及び出向先事業主についてそれぞれ三分の一（中小企業事業主の場合は五分の四）とする。

ロ 出向元事業主が職業安定局長の定める期間において事業所の労働者（日雇労働者を除く。）を解雇をしていないこと等に該当する場合は、イ中、「三分の一」とあるのは「四分の三」と、「五分の四」とあるのは「十分の九」とする。

ハ 出向対象労働者の出向中の賃金が出向前の賃金を上回る場合には、出向前の賃金をもとに、出向元事業主及び出向先事業主の助成額を算定することとする。

ニ 出向元事業主と出向先事業主への助成額の合計が一日当たり一万二千円を超える場合には、一万二千円とする。

(二)

出向元事業主及び出向先事業主に対して就業規則や出向契約書の整備費用、出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先が出向者を受け入れるために用意する機器や備品等、出向に要する初期費用の一部を助成することとする。

イ 出向対象労働者（既に（二）の助成の対象となつたことのある者は除く。）一人につき、十万円を支給する。

ロ 出向元事業主について、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく急激に事業活動の縮小を余儀なくされた場合として職業安定局長が定める要件を満たす場合には、イにかかわらず、出向対象労働者一人につき、十五万円を支給する。

ハ 出向先事業主について、出向対象労働者を異なる業種から受け入れる場合として安定局長の定

める要件を満たす場合には、イにかかわらず、出向対象労働者一人につき、十五万円を支給する。

(三) (一)及び(二)の算定の基礎となる出向対象労働者については、一の事業所についてそれぞれ五百人まで等とする。

3 令和四年三月三十一日までの間、令和二年一月二十四日以後に離職した求職者に對して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能の習得に資すると認められる講習を学校教育法第一条に規定する大学又は高等専門学校に委託して実施する事業を、雇用保険法第六十三条第一項第三号に掲げる事業とするものとすること。

二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

1 若年・女性建設労働者トライアルコース助成金の見直し

当分の間、新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース助成金を受けた中小建設事業主に對して、試行的に雇入れた建設労働者（三十五歳以上の建設労働者にあつては女性労働者に限る。）につき、四万円（一週間の所定労働時間が二十時間以上三十時間未満の建設労働者にあつては、二万五千円

）に当該雇入れの期間の月数（三月分を限度とする。）を乗じて得た額を支給することとする。

第二 その他

一 この省令は、公布の日から施行し、第一の2については、令和三年一月一日から適用することとする。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。